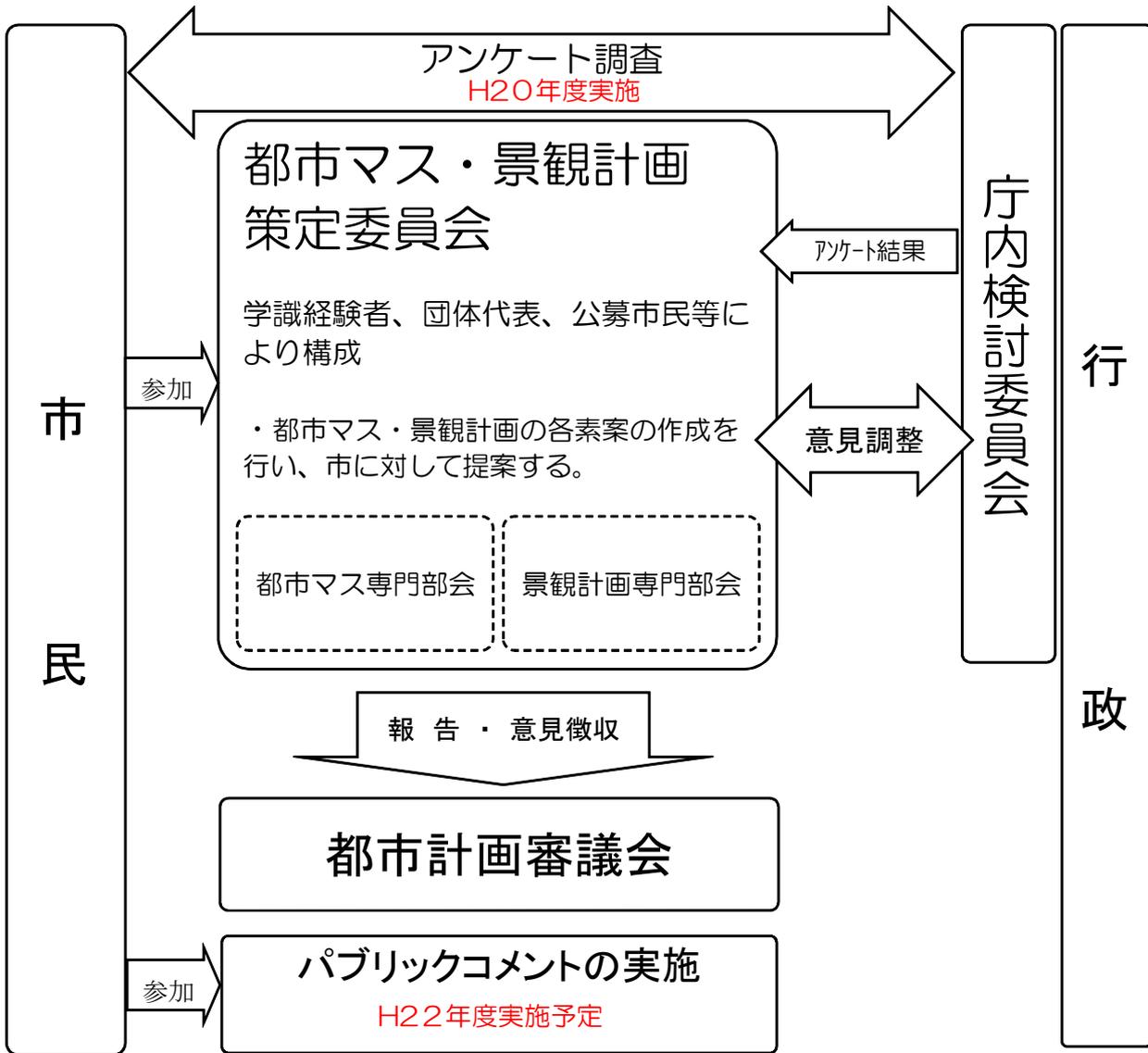


その他（1）

都市計画マスタープラン及び
景観計画の策定状況について

（報告）

1 都市計画マスタープラン及び景観計画の策定体制について



2 計画全体の構成と流れについて

平成20年度

(1) 基礎調査

- ① 生駒市の現況
 - ② 住民意向把握
 - ③ 上位関連計画の把握
 - ④ 主要課題整理
- ← 反映
- 市民アンケート調査

策定委員会

主要課題の整理

両計画の策定に向けた基本的な考え方の設定

都市計画マスタープラン専門部会

(2) 全体構想

① 都市づくりの考え方

- 将来像
- 目標
- 理念

② 都市整備方針

- 土地利用
- 都市施設
- 市街地整備 等

③ 評価指標の検討

景観計画専門部会

(2) 将来像・良好な景観形成の方

① 景観計画区域の設定

② 良好な景観の形成に関する方針

- 景観形成に係る特性・課題
- まちづくりの将来像
- 良好な景観形成に向け

③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

策定委員会

- 両計画の策定内容の整理
- 都市計画マスタープラン全体構想の確定
- 景観計画における良好な景観形成の方針の確定

都市計画審議会中間報告

都市計画マスタープラン専門部会

(3) 地域別構想

① 地域設定の検討

① 地域ごとの現況と課題

② 地域別テーマ、目標

景観計画専門部会

(3) 景観形成の方針の詳細検討

① 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

平成21年度

平成
2
2
年度

都市計画マスタープラン専門部会

(3) 地域別構想

③地域別基本方針

④実現化に向けて

景観計画専門部会

(3) 景観形成の方針の詳細検討

②屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

③景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

策定委員会

- 両計画の策定状況の調整
- 都市計画マスタープラン地域別構想の確定
- 景観計画における景観形成の方針の詳細確定
- 都市計画マスタープラン 素案の確定
- 景観計画における景観形成 素案の確定

都市計画審議会事前説明

パブリックコメントの実施

都市計画マスタープラン専門部会

(4) 都市計画マスタープラン案

②都市計画マスタープラン案とりまとめ

景観計画専門部会

(4) 景観計画案

②景観基本計画案とりまとめ

策定委員会

- 両計画案最終とりまとめ

都市計画審議会・生駒市議会 報告

まちづくりの主要課題(案)

課題① 地域資源の保全と最大活用による定住環境の魅力化と交流活性化

- ・ まちの魅力の骨格を形成する、山林を中心とする良好な自然環境・景観の保全の推進とともに、そのための景観・ごみ対策等の推進、及び自然環境との良好な共生に留意した都市的土地利用の規制誘導を図っていくことが必要です。
- ・ まちなかの緑化や清掃・美化の推進、既存公園の活用促進、水辺の美化など、利用頻度の高いまちなかのアメニティの向上を図っていくことが必要です。
- ・ 樹林・水辺・田園・歴史資源など、多彩な特色ある地域資源について、効果的効率的なまちづくりの観点から、住まい環境の豊かさや、象徴的な景観の創造、交流やコミュニティの活性化、健康増進、環境学習等に積極的に活かしていくことが必要です。

課題② 安全・安心に住み続けることが可能な生活環境の充実

- ・ 防災、防犯、保健・医療・福祉体制の充実など、安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。
- ・ 身近な買物環境の充実や、下水道の整備など、身近な生活環境の充実を図っていくことが必要です。
- ・ 駅周辺や主要道路、公共施設等において、バリアフリー化を促進し、高齢者も含めて、すべての人が移動しやすい交通環境の充実を図っていくことが必要です。

課題③ 定住魅力を強化する広域的な都市機能の強化

- ・ 生駒駅等の拠点駅周辺において、質の高い景観形成や、まちなかの緑化推進、魅力度の高い商業・サービス施設等機能の集積強化を図り、集客力の向上や、利便性を活かした定住促進を図っていくことが必要です。
- ・ 本市の特性である自然環境との調和や良好な住宅地としてのイメージ保持に十分留意しつつ、良好な雇用環境の充実や研究等の産業拠点機能の強化に資する工業・流通・研究施設等について、交通条件や企業立地環境に優れた地区へ誘致促進を図っていくことが必要です。

課題④ 地域の活力を支え都市機能の活用を促進する交通ネットワーク環境の強化

- ・ 南北に細長い本市の各所に分散する、各地域の活力を支えるためにも、都市計画道路等の未整備幹線道路の整備推進を図っていくことが必要です。
- ・ 駅へのアクセス道路の改善や、駅周辺における駐車・駐輪対策の充実、利用者ニーズに対応したバスサービスの充実等、高齢者も含めて、すべての人が移動しやすい交通環境の充実を図っていくことが必要です。
- ・ 市街地内の狭隘道路の整備や、主要な歩行経路における歩道の整備、交通規制対策等を図っていくことが必要です。

課題⑤ 協働のまちづくりの推進

- ・ まちづくりの各種課題の解決や、将来に向けての一層のまちの発展を着実に実現していくためには、「まちづくりの主体は市民である」との基本的な考え方にに基づき、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な情報提供を行うなどにより、市民参画の機会を確保し、市民・事業者・行政の協働を推進していくことが必要です。

参考資料 2 庁内検討委員会設置要綱及び委員名簿

生駒市都市計画マスタープラン及び生駒市景観計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針としての生駒市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)及び生駒市景観計画(以下「景観計画」という。)に係る策定事務を円滑に推進するため、生駒市都市計画マスタープラン及び生駒市景観計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) マスタープラン及び景観計画策定に係る事項の調整及び審議に関すること。
- (2) その他マスタープラン及び景観計画策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 副市長
- (2) 都市整備部長
- (3) 企画財政部長
- (4) 都市整備部次長
- (5) 企画政策課長
- (6) 防災対策課長
- (7) 産業振興課長
- (8) 福祉総務課長
- (9) 環境政策課長
- (10) 事業計画課長
- (11) 都市計画課長
- (12) みどり推進課長
- (13) 開発指導課長
- (14) 建築指導課長
- (15) 地域整備課長
- (16) 生涯学習課長
- (17) (水道局)総務課長
- (18) 下水道管理課長
- (19) 下水道推進課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長を、副委員長は都市整備部長及び企画財政部長をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、副市長が選任されるまでの間、理事が委員長の職を行うものとする。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープラン及び景観計画の策定完了までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 8日から施行する。

生駒市都市計画マスタープラン及び生駒市景観計画策定庁内検討委員会 委員会名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	理事	坂本 好司	委員長
2	都市整備部長	佐和 正朗	副委員長
3	企画財政部長	中田 好昭	副委員長
4	都市整備部次長	森本 明夫	
5	企画政策課長	吉岡 源裕	
6	防災対策課長	細川 隆庸	
7	産業振興課長	奥谷 長嗣	
8	福祉総務課長	辰己 隆洋	
9	環境政策課長	平井 克典	
10	事業計画課長	辻中 二三夫	
11	都市計画課長	森本 明夫	(兼務)
12	みどり推進課長	高橋 一之	
13	開発指導課長	上西 幹裕	
14	建築指導課長	石倉 睦弘	
15	地域整備課長	上野 和久	
16	生涯学習課長	奥村 直幸	
17	(水道局)総務課長	北側 義恭	
18	下水道管理課長	安達 博臣	
19	下水道推進課長	寺西 清幸	

参考資料 3 策定委員会設置要綱及び委員名簿

生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市計画マスタープラン及び景観計画を策定するに当たり、総合的な観点から検討を行うため、生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市都市計画マスタープランの改定及び景観計画の策定に関し必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 一般公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の運営について必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的な審議をさせるため、次の専門部会を置く。

- (1) 都市計画マスタープラン専門部会
- (2) 景観計画専門部会

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長が委員のうちから指名する者
- (2) その他会長の指名に基づき市長が委嘱する者

3 専門部会の部会員の任期は、当該専門部会に係る事項の審議が終了するまでの間とする。

4 専門部会に部会長を置き、委員会の副会長が部会長となる。

5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 部会の運営について必要な事項は部会長がその都度会議に諮って定める。

7 部会長は、必要があると認めるときは、各専門部会に属する者のうちから部会長代理を指名すること

ができる。

8 部会長代理は、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は、専門部会における部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会 委員名簿

平成21年5月1日現在

選出区分	氏名	選出母体・役職	備考
会長	増田昇	大阪府立大学大学院教授 都市計画審議会会長	
副会長	久隆浩	近畿大学教授 総合計画審議会会長代理	
	田中みさ子	大阪産業大学准教授 都市計画審議会委員	
学識経験者	松村暢彦	大阪大学大学院准教授	
	今井良広	アジア防災センター研究部参事 (国際復興支援プラットフォーム事務局復興専門官)	
	下村泰彦	大阪府立大学大学院准教授 緑の市民委員会副会長	
	嘉名光市	大阪市立大学大学院准教授	
団体代表	池本幸司	生駒市農業委員会会長	
	大原暁	生駒商工会議所専務理事	
	城山英章	生駒市自治連合会代表	
	樽井雅美	元環境基本計画策定委員会委員	
	戸川和良	近畿日本鉄道(株)常務取締役	
	福本良平	奈良県建築士会会長	
公募市民	荒井尊弘	公募市民	
	植田冽	公募市民	
	大西健夫	公募市民	
	筋原祐子	公募市民	

生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会

専門部会委員名簿

都市計画マスタープラン専門部会

選出区分	氏名	選出母体・役職	備考
部会長	田中みさ子	大阪産業大学准教授 都市計画審議会委員	
学識経験者	今井良広	アジア防災センター研究部参事 (国際復興支援プラットフォーム事務局復興専門官)	
	松村暢彦	大阪大学大学院准教授	
団体代表	池本幸司	生駒市農業委員会会長	
	城山英章	生駒市自治連合会代表	
	戸川和良	近畿日本鉄道(株)常務取締役	
公募市民	荒井尊弘	公募市民	
	筋原祐子	公募市民	

景観計画専門部会

選出区分	氏名	選出母体・役職	備考
部会長	久隆浩	近畿大学教授 総合計画審議会会長代理	
学識経験者	嘉名光市	大阪市立大学大学院准教授	
	下村泰彦	大阪府立大学大学院准教授 緑の市民委員会副会長	
団体代表	大原暁	生駒商工会議所専務理事	
	樽井雅美	元環境基本計画策定委員会委員	
	福本良平	奈良県建築士会会長	
公募市民	植田冽	公募市民	
	大西健夫	公募市民	